

平成22年度事業計画

(平成22年5月1日～平成23年4月30日)

本年度は、次の諸施策を基本に置き、製造業部会及び小売業部会の両部会が連携しつつ、それぞれの部会固有の事業を効果的・積極的に推進するものとし、その推進に当たっては消費者の視点に立って、規約本来の目的である一般消費者の自主的かつ合理的な商品選択の確保と公正かつ自由な競争の確保に努めることとする。

また、公益法人制度改革によって必要とされる組織、制度及び定款等の検討を進め、「公益社団法人」の認定に向けた具体的検討を図ることとする。

第1 事業計画の概要

I 規約の厳正かつ適正な運用等

次のとおり、規約の厳正かつ適正な運用を図る。また、昨年、景品表示法の目的規定等が改正されたこと、所管が消費者庁になったこと等に対応して、諸規約の関係規定を変更することとする。

- 1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
- 2 景品規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
- 3 小売業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
- 4 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策
 - (1) 消費者モニター制度の運営及び消費者懇談会の開催
 - (2) メーカー希望小売価格の表示の適正化と撤廃情報の周知
 - (3) 事業活動の広報の推進
 - (4) 部会間、支部間の連携
 - (5) 関係官公庁等との連携

II 公正な取引の推進

- 1 独占禁止法、景品表示法等のセミナーを開催し、会員の遵法活動を促進する。
- 2 独占禁止法や関連する法令について、具体的な調査、研究を行い、会員の遵法活動等を促進する。

III 消費者庁への対応

平成21年9月に設置された消費者庁による景品表示法の運用等に即応して適切な対応を図る。

IV 公益法人制度改革等への対応

平成20年12月1日に公益法人改革3法が全面的に施行され、現行公益法人からの移行期間が同日以降5年間（平成25年まで）であることとされていることを踏まえ、家電公取協として移行のための具体的な対応を図る。すなわち、目的、事業、機関、財務など現状を総点検して課題を抽出し、その対応を図る。また、これらの対応の中で、平成23年度移行に向け、本年度中に諸事業や諸組織の見直しを具体的に検討する。

第2 製造業部会の事業計画

I 規約の厳正かつ適正な運用等

- 1 製造業表示規約の変更及び同規約の周知徹底・普及促進、違反被疑事案の調査・是正指導
 - (1) 昨年、景品表示法の目的規定等が改正されたこと、所管が消費者庁となったこと等に対応して、規約の関係規定を変更することとする。また、規約の目的とするところを一層実現するため、運用基準等の見直しを積極的に推進するとともに必要に応じ、詳細解説や留意点等を作成し、規約の理解促進に努める。
 - (2) 規約の遵守状況を確認するとともに、違反被疑事案については迅速に調査を行い、厳正かつ適切な措置を講ずる。
 - (3) 違反被疑事案の処理要領の見直しを行うとともに、規則への格上げに着手し、より一層の手続きの適正化及び透明性を図る。
 - (4) 広告・表示に係る業界全体の課題について調査、研究を行い、必要に応じて新たな基準の策定を推進する。
 - (5) 消費者関連法令等の動向をフォローし、必要な対応を行う。

- 2 景品規約の変更及び同規約の周知徹底・普及促進、違反被疑事案の調査、是正指導
 - (1) 昨年、景品表示法の目的規定等が改正されたこと、所管が消費者庁となったこと等に対応して、規約の関係規定を変更することとする。
 - (2) 景品規約遵守体制強化月間の実施及び遵守体制の定着化により、違反行為の未然防止を図るとともに、違反被疑事案については迅速に調査を行い、適切な措置を講ずる。
 - (3) 事例の研究と事例集の作成を行う。
 - (4) 規約の周知徹底のため、研修会を積極的に開催する。
 - (5) 規約の運用に当たっては、小売業部会と連携を図る。

- 3 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策
 - (1) 消費者モニター制度の運営及び消費者懇談会等の開催
規約の効果的な運用に資するため、消費者モニター制度、消費者懇談会等を活用することとし、これらにより消費者の意見を聴取する。
 - (2) メーカー希望小売価格の表示の適正化と撤廃情報の周知
毎月、会員各社の価格撤廃となった、過去一年分の価格撤廃商品一覧表をホームページに掲載し、小売事業者に周知することにより、不当な二重価格表示の防止に努める。

(3) 広報活動の推進等

協議会の会報「家電公取協ニュース」については、平成20年8月の第97号から電子化を実現したが、電子化による読者の拡大、迅速性・適時性の向上、コストメリット等を更に追求する。

また、協議会の会報（「家電公取協ニュース」及び「家電公取協の活動報告」）、ホームページ等を通じ、規約の運用状況等部会活動の積極的な広報と説明を図る。

(4) 支部との連携の強化並びに小売業部会との連携・協力等

- ① 全国支部長会議及び支部活動連絡会議を定期的で開催し、本部と支部の連絡調整を緊密に行い、支部との連携の強化を図る。
- ② 景品規約、及び小売業部会が運用する小売業表示規約の一層の周知徹底、普及促進に協力する。
- ③ 小売業部会の「運営委員会」、「本部規約指導委員会」等の活動を支援し、併せて各種調査事業等に協力する。
- ④ 支部での「正しい表示 店頭キャンペーン」等の実施に協力する。

(5) 関係官庁及び関係団体との連絡強化等

- ① 規約の運用に当たっては、消費者庁、(公正取引委員会)との懇談会を随時開催するなど関係官庁と連絡を密にして行う。
- ② 経済産業省等の関係官庁及び都道府県の担当部署との連絡を密にする。
- ③ その他、関係団体との連携を強め、意見交換を行う。

II 公正な取引の推進

1 公正取引に関する法令の研究、普及

- (1) 独占禁止法・景品表示法等のセミナーを開催し、会員の遵法活動を促進する。
- (2) 独占禁止法や関連する法令について、具体的な調査、研究を行い、会員の遵法活動等を促進する。

2 メーカー派遣員

- (1) 独占禁止法の改正に伴い、「メーカー派遣員に関する独占禁止法上の考え方」等を含め、「メーカー派遣員に関する運用の手引き」所収の内容を改定するとともに、メーカー派遣員の識別マークの完全適正着用を推進し、より消費者の適正な商品選択に寄与するものとする。
- (2) 独占禁止法、労働関係法令等を遵守する観点から、メーカー派遣員の質的改善を図るための諸施策を推進する。また、独占禁止法等の問題となることを未然に防止するための

必要な調査、研究を行う。

- (3) 派遣の実態及び識別マーク着用状況等を把握するため、引き続き全国規模の調査及び各種実態調査を推進する。

Ⅲ 消費者庁への対応

平成21年9月に設置された消費者庁による景品表示法の運用等に即応して適切な対応を図る。

Ⅳ 公益法人制度改革等への対応

平成20年12月1日に公益法人改革3法が全面的に施行され、現行公益法人からの移行期間が同日以降5年間（平成25年まで）であることとされていることを踏まえ、家電公取協として移行のための具体的な対応を図る。すなわち、目的、事業、機関、財務など現状を総点検して課題を抽出し、その対応を図る。また、これらの対応の中で、平成23年度移行に向け、本年度中に諸事業や諸組織の見直しを具体的に検討する。

第3 小売業部会の事業計画

I 規約の厳正かつ適正な運用等

1 小売業表示規約及び景品規約の変更並びに同両規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導

- (1) 昨年、景品表示法の目的規定等が改正されたこと、所管が消費者庁となったこと等に対応して、両規約の関係規定を変更することとする。また、平成21年1月16日に変更の認定を受けた小売業表示規約・施行規則等の周知を図り、一層適切な表示を推進する。
- (2) 規約違反被疑事案については、迅速に調査を行い、厳正かつ適切な措置を講ずる。
- (3) 規約の啓発と違反の未然防止・再発防止を図るため、行政と緊密に連携した「正しい表示 店頭キャンペーン」を積極的に展開する。
- (4) 小売業表示規約違反に関する調査事業を実施し、小売業表示規約違反の効果的な実態把握と調査結果に基づく是正活動を推進する。
- (5) 非会員事業者に対し、規約の趣旨遵守への協力要請と加入促進を図る。

2 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

(1) 支部活動の内容の見直し

- ① 支部活動の事業内容を見直し、支部活動の適切な運営を推進する。
- ② 支部独自の規約違反調査を実施し、併せて「支部規約指導委員会」を定期的で開催し、規約違反に対する指導、是正措置等の効果的な活動を展開する。
- ③ 製造業部会と小売業部会とで運用する景品規約に関し、支部を通じ会員への周知、PR活動を行う。

(2) 消費者の意見の聴取、広報活動

- ① 規約の効果的な運用に資するため、消費者モニター制度、消費者懇談会等を活用することとし、これらにより消費者の意見を聴取する。
- ② 協議会の会報（「家電公取協ニュース」及び「家電公取協の活動報告」）、ホームページ等を通じ、規約の運用状況等部会活動の積極的な広報と説明を図る。

(3) 行政との連絡強化等

規約の運用に当たっては、消費者庁、公正取引委員会及び各都道府県の景品表示法担当部署との連絡を密にし、「正しい表示 店頭キャンペーン」、「規約研修会」、「消費者懇談会」等の円滑な実施を図る。

II 公正な取引の推進

- 1 独占禁止法、景品表示法等のセミナーを開催し、会員の遵法活動を促進する。
- 2 独占禁止法や関連する法令について、具体的な調査、研究を行い、会員の遵法活動等を促進する。

III 消費者庁への対応

平成21年9月に設置された消費者庁による景品表示法の運用等に即応して適切な対応を図る。

IV 公益法人制度改革等への対応

平成20年12月1日に公益法人改革3法が全面的に施行され、現行公益法人からの移行期間が同日以降5年間（平成25年まで）であることとされていることを踏まえ、家電公取協として移行のための具体的な対応を図る。すなわち、目的、事業、機関、財務など現状を総点検して課題を抽出し、その対応を図る。また、これらの対応の中で、平成23年度移行に向け、本年度中に諸事業や諸組織の見直しを検討する。

以上